

報 告

平成 21 年 11 月 17 日

租税特別措置及び非課税等特別措置の見直し
のための論点整理に関するプロジェクトチーム

平成 21 年 10 月 8 日における、内閣総理大臣から税制調査会に対する諮問においては、「既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みを目指す観点から、租税特別措置をゼロベースから見直すための具体的方策を策定する」とされた。

租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しのための論点整理に関するプロジェクトチーム（以下「租特PT」という。）は、これを受け、税制調査会における平成 22 年度税制改正の本格的な議論に向けて、租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）の見直し並びに透明化に関する論点整理を行うために設けられた。

租特PTは、平成 21 年 10 月 9 日の第 1 回会合から計 10 回会合を重ね、

- ① 租税特別措置等の適用実態を明確にし、その効果の検証に役立てる仕組みの論点整理、及び
- ② 租税特別措置等の見直しに関する基本的な方針に関する論点整理について活発に議論を行った。また、有識者や経済界等からのヒアリングも行った。この報告は、こうした議論の成果である。

まず、税制のあり方を納税者の視点から見た場合、これが「公平・透明・納得」の原則に立脚したものであるべきことは言うまでもない。こうした視点に立てば、特定の者の税負担の軽減等を行う租税特別措置等は、公平の原則の例外措置であり、これが正当化されるためには、その適用実態や効果が透明でわかりやすく見ることができ、納税者が納得できるものでなければならない。しかし、これまで、租税特別措置の適用実態は必ずしも明らかでなく、その正当性の検証も必ずしも十分でなかった。このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みを構築することが急務となっている。

上記の観点から、租特透明化法案（仮称）の骨子案を別紙 1 のとおり策定した。これを基礎として法律案を早急に検討し、次期通常国会への提出・成立を目指す必要がある。（地方税の方針案については別紙 2 を参照）

次に、租税特別措置等の整理合理化は、上記の法案の成立を待たずに進めるべき喫緊の課題である。とりわけ、平成 21 年度末までに期限を迎える措置や改正要望のある措置等については、平成 22 年度税制改正において存否を判断する必要がある。

今後、租税特別措置等の見直しを進めるに当たり、その対象や方針とするべきものは、別紙3及び4のとおりである。

もとより、租税特別措置等は一旦全廃し、ゼロベースからその必要性を検討すべきものであり、提案した「租税特別措置の見直しに関する基本方針」等も活用して、租税特別措置等の大胆な整理合理化が進められる必要があると考える。

以上、報告する。

平成21年11月17日

租税特別措置及び非課税等特別措置の見直し
のための論点整理に関するプロジェクトチーム

租特透明化法案（仮称）の骨子案

1. 目的

租税特別措置に関し、その適用の実態を透明化するための適用額明細書の集計による適用実態調査等及びその結果の国会への報告等について定めることにより、租税特別措置の適正な見直しを促進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与する。

2. 対象とする租税特別措置

対象とする「租税特別措置」は、租税特別措置法に規定する措置・特例等のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの（租税特別措置法の条番号により特定）とする。

3. 適用実態調査等の実施

(1) 財務大臣は、適用額明細書を集計することにより、適用実態調査を行うこととする。

この場合に、「適用額明細書」とは、法人税申告書を提出する法人が、その法人税申告書において適用を受ける各法人税関係特別措置の内容、適用額（税額控除額、特別償却限度額、準備金や積立金の額等）等必要な事項を一覧することができるように記載した書類をいい、「適用実態調査」とは、法人税関係特別措置の適用の実態を明らかにするため、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等の適用状況に関する調査をいう。

(2) 上記のほか、財務大臣は、租税特別措置の適用の実態を調査する必要があると認めるときは、税務署長に提出される調書等を利用し、並びに行政機関その他の関係機関に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

4. 適用額明細書の提出義務

法人税申告書を提出する法人であって法人税関係特別措置（一定のものを除く。）の適用を受けようとするものは、適用額明細書を当該法人税申告書に添付しなければならないこととする。（平成23年4月1日以後終了する事業年度の納税申告書から適用する。）

なお、適用額明細書の提出及び適正な記載を担保するため、その不提出や虚偽記載については、やむを得ない事情がある場合を除き、

法人税関係特別措置を適用しないこととする。

5. 国会への報告等

財務大臣は、毎会計年度、上記3.の調査により把握した租税特別措置ごとの適用数や適用額の総額〔、法人税関係特別措置ごとの高額適用法人の名称及びその適用額〕その他の事項を記載した適用実態調査等の結果に関する報告書を作成し、内閣を経て国会に提出するとともに、公表しなければならないこととする。

なお、この報告書は、翌年度開会の国会の常会に提出することを常例とする。

6. 適用実態調査等の結果に関する政策評価等

行政機関の長等は、政策評価等を行うため、財務大臣に対し、適用実態調査等の情報の提供を求めることができることとする。

7. 適用実態調査等の情報の管理・利用制限

財務大臣及び行政機関の長等は、適用実態調査等の情報を適正に管理することとし、適用実態調査等の情報の目的外の利用や提供をしてはならないこととする。

また、適用実態調査等の情報の取扱いに従事する者又は従事していた者に対して、守秘義務を課する。

以上

租特透明化法案(仮称)に関する地方税の方針案

1. 対象

- 地方税法に規定する税負担の軽減等に係る措置・特例等のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの(以下、「地方税法関係特別措置」という。)
- 法人住民税及び法人事業税(以下、「地方法人二税」という。)の税負担の軽減等のうち、法人税の租税特別措置等の直接の影響を受けるもの

2. 適用実態の把握

- 地方税法関係特別措置については、既存の統計資料(固定資産の価格等の概要調書など)を活用することにより、適用実態を把握する。
- 地方法人二税等については、財務大臣による法人税の適用実態調査の結果等に基づき、影響額を推計する。

3. 国会への報告等

- 総務大臣は、毎会計年度、上記2. により把握した適用実態及び影響額の推計について報告書を作成し、内閣を経て国会に提出するとともに、公表することとする。

4. 財務大臣の情報提供等

- 総務大臣は、上記3. の報告書を作成するために、財務大臣に対し、参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができることとする。

以上

租税特別措置の見直しに関する基本方針（案）

1. 見直しの対象

- (1) 租税特別措置の見直しは、租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で 241 項目）の全てについて、今後 4 年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。（別表参照）

2. 見直しの方針（「ふるい」）

租税特別措置の見直しに当たっては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、以下の方針により行うこととする。

- (1) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのある措置については、その期限到来時に廃止する（サンセット）。ただし、別添の「指針」に照らして合理性、有効性及び相当性のすべてが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞込みを前提に、原則として 3 年以下の期限を付して存続させることを検討する。
なお、別添の「指針」に照らして厳格な見直しを行った結果、実質的に同じ内容の措置を 20 年を超えて存続させることとなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する。
- (2) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、別添の「指針」に照らして、

その適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。

なお、期限の定めのない措置のうち、もはや適用状況や政策評価等を踏まえた必要性を判断する必要がなく、かつ、課税の公平原則を逸脱するものではないと明確に認められるものについては、本則化の適否を検討する。

- (3) 政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、その費用対効果の見通しと検証可能性に留意しつつ、別添の「指針」を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として、3年以下の期限を付すものとする。

以上

(別添)

政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）

- 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
 - 1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。
 - 2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
 - 3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
 - 4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税收減を是認するような有効性（費用対効果）が客観的に確認されているか。

- 補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
 - 5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか。
 - 6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段としての的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。

- ※ 上記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証に当たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等については、特に厳格に判断する。

地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針（案）

1. 見直しの対象

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しは、地方税法に規定された措置や特例等のうち、特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で286項目）の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。（別表参照）

2. 見直しの方針

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しについては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」に準じて行うこととする。
- (2) 固定資産税、不動産取得税、自動車関係税等については、(1)による見直しに加え、以下のいずれかの要件に該当する措置について特に厳格な見直しを行う。
 - ① 実施期間が長期にわたる措置（10年超）
 - ② 適用件数が少ない措置（100件未満）
 - ③ 適用金額が小さい措置（1億円未満）
- (3) 特別の必要により延長を認める場合でも、経過年数に応じて段階的・自動的に特例措置を縮減する仕組み（新サンセット方式）の導入を検討する。

以上